

補助金等の適正交付ガイドライン

令和2年3月

日進市

1 はじめに

日進市では、これまでも事務事業評価や行革努力によって個別の見直しを適宜実施してきましたが、平成19年以降、全体的、統一的な見直しがなされていません。

平成28年3月策定の第2次日進市経営改革プランにおいて、具体的取組内容の一つとして補助金等の見直しが位置づけられたことから、補助金等の制度目的に立ち返り、統一的な基準を定めて全体的な見直しを進めます。

また、新たな補助金等を創設する際にも、統一的な基準による必要性の判断や定期的な見直しができる仕組みを設けます。

なお、必ずしも補助金等の縮小や削減ありきとするものではなく、当該補助金等が適正な支出か否かを客観的な基準に基づいて判断し、適正交付の方策を検討します。

2 適用対象

(1) 市の歳出科目 「負担金、補助金及び交付金」

負担金：法令契約等に基づいて市が行う特定の事業から特定の利益を受けることに対して、一定の金額を負担し支出するもの。 補助金：市が、特定の事業、活動等を助長、奨励するために公益上必要があると認めた場合に、対価なくして支出するもの。 交付金：法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して市の事務を委託している場合において、当該事務の報償として一方的に交付するもの。

(2) 市の歳出科目 「扶助費」

扶助費：社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障害者・生活困窮者などに対して国や地方公共団体が行う支援に要する経費。生活保護法、児童福祉法、老人福祉法など、国の法律に基づいて支出するものと、地方自治体が住民福祉の増進を図るため、独自の施策において支出するものがある。
--

上記のそれぞれについて、法令等による義務的な支出と、市の裁量による任意的な支出に分類されます。

今回、上記のうち、下記の内容は本市の裁量の余地がないため、対象外とします。

【対象外の基準】

①法令等で定められている義務的なもの。

(ただし、義務的な経費に上乗せ・横出しをしているものは対象とする。)

②任意であるが、臨時で継続性が無く、今後は支出が見込まれないもの。

※負担金については、次のものも対象外とします。

③支出決定にあたり、本市としての裁量の余地が無いもの。

例)・一部事務組合負担金などの構成団体としての負担金

・県内市町で構成されている協議会などの会議に対する負担金

・尾張地区市町で構成される研究会などに対する負担金

3 基本的な考え方（適正交付の基本方針）

（１）公益性

補助金等の交付は、地方自治法第 23 条の 2 において「公益上必要のある場合」に限られており、公益性が絶対条件であることから、補助事業の効果が、広く市民生活の向上に資するものか等、明確な「公益性」が認められる必要があります。（個別法に根拠をもつ補助制度もあります。）

○地方自治法
（寄附又は補助）
第 23 条の 2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。
○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
（定義）
第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
1～3 略
4 公益目的事業 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であつて、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

（２）有効性・効率性

地方自治法第 2 条第 14 項は、地方公共団体はその事務を処理するに当たり「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と定めており、補助金等の執行に当たっても、補助額に見合う効果が認められることが必要です。そのため、補助金等の執行に当たっては、必ず費用対効果の指標を設定し、投入した費用に対して効果が認められるかどうかの判断をする必要があります。

（地方公共団体）
第 2 条 1～13 略
14 地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

（３）公平性

補助金等の原資は市民からの貴重な税金であることから、補助金等の交付が長期化・既得権化しないよう、補助要件に該当する補助事業者等であれば、補助金申請をする機会が等しく確保される等、「公平性」が担保されている必要があります。団体運営費補助※１のうち、団体運営にかかる一般管理的な費用など、事業と直接関係ない経費については、原則として、終期を定め段階的に減額していくとともに、対象となる経費の範囲を定めた上で、事業費補助※２への移行を目指します。

※１ 団体運営費補助：市が公益上その活動が必要であると認めた団体に対して、その運営を支援するために、運営費の一部又は全部を補助するもの。
※２ 事業費補助：市が公益上必要と認める特定の事業（土地改良事業等建設事業を含む。）や活動を支援・奨励するために、その事業費及び活動経費の一部又は全部を補助するもの。

（４）透明性

補助金等の支出に当たっては、市民からの貴重な税金を使って交付する以上、また、日進市自治基本条例に定める市民協働のまちづくりを推進するためにも、市民に広く補助制度の周知を図るとともに、支出対象である事業の目的、公募化の検討、対象者等の選定、補助金の使途及び補助効果等の情報について公開し、市民に対して高い透明性を確保する必要があります。

(5) 【扶助費のみ】受給者負担又は所得制限の検討

福祉目的のため、一定の所得を有する住民に必要な給付か検討します。

4 補助金等交付基準 (○見出し、※説明、・チェック基準)

(1) 公益性

○市民ニーズ・社会経済情勢に対応しているか

- ・事業内容・目的が社会経済情勢に合致し、市民ニーズに適合しているか。

○他自治体の取組状況との整合性

- ・他自治体の取組状況を踏まえて実施が適切か。

○市の施策との整合性

- ・総合計画等の施策、事務事業の目的達成に貢献する事業か。

○市の関与の妥当性・官民の役割分担

- ・市民・団体と行政（市）との役割分担において、補助が真に必要な事業か。

○補助対象者の妥当性

- ・補助対象者は補助目的に対し適正か。
- ・市税の完納を交付条件に設定しているか。
- ・暴力団を排除する内容の要綱となっているか。

(2) 有効性・効率性

○補助による執行の妥当性

- ・委託や直営よりも、補助による執行の方が適切か。

○重複補助の有無

- ・補助対象団体の傘下の団体等に、補助が重複していないか。

○類似事業の精査（廃止・統合等）

- ・類似目的を持つ補助金等の整理統合等、補助内容を見直すことで更に効果を上げられないか。

○上乘せ・横出しの必要性

- ・国県補助と合わせて実施する場合、市の支出に合理的な理由があるか。

○終期の設定（扶助費の場合は、定期的な検証）

- ・市単独補助は終期についての検討がされているか（国県制度によるものは、終期を合わせる）。扶助費の場合、定期的に検証がなされているか（予算査定時・各施策計画見直し時等）。
- ・目的達成、対象団体が自立可能、目的達成困難なものは廃止等を検討する。

○補助効果の検証

※市民のニーズや補助の効果が認められるか。

- ・直近3年間の成果・補助効果（費用対効果）指標の推移が維持・向上しているか。

○団体の適格性（対象団体の自主財源の確認、会計処理の確認、繰越金の解消）

※補助対象団体が自主財源等の確保・拡大に努力しているか。

- ・団体の会計処理は適切か、収入の過剰がないよう要綱上措置されているか。
- ・補助金額を過大に超える繰越金・余剰金が恒常的に発生していないか。

(3) 公平性

○事業費補助の原則（団体運営費補助の見直し）

- ・補助要件に該当する補助事業者等であれば、補助金申請をする機会が等しく確保されているか。
- ・補助対象外経費（団体運営に係る事務の人件費や管理費等）が明確にされているか。
- ・慶弔費、交際費、食糧費、事業と関係ない視察・研修旅費、団体の旅費に係る費用を対象としていないか。

○補助の規模、補助額、補助率の適正化

※補助金の金額又は補助率について適切かつ妥当であるか。

- ・過大な支出を抑えるため上限額を設定しているか。又は、補助対象事業費に対し、補助金の割合が一定割合以下となっているか。
- ・定額補助の場合、積算根拠が明確であるか。

(4) 透明性

○補助対象経費の明確化

- ・補助金の交付対象者及び対象事業の内容・対象経費の内訳が明らかであるか。

○交付要綱等、支出の根拠となる文書の整備

- ・要綱等に目的・対象者・対象経費が明確に規定されているか。

○補助金等の制度・効果・検証結果の公開、検証体制の確立

- ・補助金制度の情報や事業評価の結果などを、市民に分かりやすい形で公開しているか。

(5) 【扶助費のみ】受給者負担又は所得制限の検討

○受給者負担又は所得制限の有無

- ・受給者の負担能力に応じた負担又は所得制限を設けるか検討しているか。

5 検証の進め方・検証結果の公開

本ガイドラインに基づき、対象となる補助金について「補助金等チェックシート（別紙）」を活用して、検証を実施します。検証結果及び見直しをした内容については、市のホームページで公開します。

全体・統一的な見直しは5年周期をめぐりに実施し、補助金等の個別の見直しについては、各補助金等の終期に合わせて随時実施することとします。

また、本ガイドラインについては、補助金の現状、社会情勢の変化等を鑑み、必要に応じて修正を行っていくこととします。

補助金等チェックシート

1 補助金等の概要

款		項		目		中事業名		細節名称		所属名	
総合計画体系			コード	名称							
		基本目標									
		基本施策									
		主要施策									
①補助金等の名称											
②性質								上乗せ		横出し	
③根拠		補助要綱						根拠法令・計画等			
④対象者・交付先								公募の有無			
⑤目的(公益性)											
⑥内容											
⑦開始年度			年度	見直し年度、その内容				周知方法 (負担金除く)			
⑧終期の設定											
⑨補助効果(費用対効果)指標											
⑩財源内訳 (令和6年度実績) ※見込み値で入力		補助件数 (件)	補助総額 (千円)		特定財源 (千円)		一般財源 (千円)		その他 (千円)	国県等からの 直接補助 (ある場合は記入) (千円)	
⑪交付実績			令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		当初予算額(円)									
		交付金額(円)									
		交付件数									
		効果指標									
⑫定率補助か 定額補助か		☐ 定率補助	補助率			上限額					
		☐ 定額補助	補助額			積算根拠					
⑬補助対象経費											
⑭(扶助費のみ) 受給者負担又は 所得制限の検討											
⑮近隣市等の状況 例: 尾張東部、尾三 連携構成自治体、制度 参考自治体		()		()		()		()			
⑯制度の周知方法						補助効果、検証結果の 周知方法					
⑰当該補助等の効果					理由						

2 基本的視点の確認

基本的視点		チェック	×の場合、その是正方法を記入
公 益 性	市民ニーズ・社会経済情勢との対応	事業内容・目的が社会経済情勢に合致し、市民ニーズに適合しているか。	
	市の関与の妥当性・市民の役割分担	市民・団体と行政（市）との役割分担において、補助が真に必要な事業か。	
	補助対象者の妥当性	補助対象者は補助目的に対し適正か。	
		市税の完納を交付条件に設定しているか、暴力団を排除する内容の要綱となっているか。	
有 効 性 ・ 効 率 性	補助による執行の妥当性	委託や直営よりも補助による執行の方が適切か検討したか。	
	重複補助の有無	国県などの上位団体から類似補助金は無い。補助対象団体の傘下の団体等に、補助が重複していないか。	
	類似事業の精査（廃止・統合等）	類似目的を持つ補助金等の整理統合など、代替事業が他に存在しないか。	
	上乗せ・横出しの必要性	国県補助と合わせて実施する場合、市の支出に合理的な理由があるか。	
	終期の設定（扶助費の場合は、定期的な検証）	市単独補助は終期を検討しているか。国県補助と終期を合わせているか。扶助費は定期的に検証しているか。	
		目的達成、対象団体が自立可能、目的達成困難なものについて、廃止等を検討したか。	
	団体の適格性（対象団体の自主財源確認、会計処理の確認、繰越金の解消）	補助対象団体が自主財源等の確保・拡大、自立に向け努力しているか。	
		交付先の領収書の整理状況や帳簿の作成状況などが適正か、確認できているか。	
		補助金額を過大に超える繰越金・余剰金が恒常的に発生していないか。	
公 平 性	事業費補助の原則	補助要件に該当する補助事業者等であれば、補助金申請をする機会が等しく確保されているか。	
		補助対象外経費（団体運営に係る事務の人件費や管理費等）が明確にされているか。	
		慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係ない視察・研修旅費、団体の旅費に係る費用を対象としていないか。	
透 明 性	補助対象経費の明確化	補助金の交付対象者及び対象事業の内容・対象経費の内訳が明らかであるか。	
	交付要綱等、支出の根拠となる文書の整備	要綱等に目的・対象者・対象経費が明確に規定されているか。	
	補助金等の制度・効果・検証結果の公開、検証体制の確立	補助金制度の情報や事業評価の結果などを、市民に分かりやすい形で公開しているか。	

3 見直し結果

所管課による評価	見直しをする・しない理由
ヒアリング後の評価	見直しをする・しない理由
	（ヒアリング後に記入します）